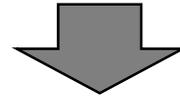


1. 制度創設時の考え方

震災により一定の被害を生じた区域（227市町村の区域）を含む地方公共団体が計画を作成

- ① **未曾有の被害** ⇒ 前例や既存の枠組みにとらわれず、**地域限定**で思い切った措置
- ② 被災状況が**地域によりさまざま** ⇒ 地域の創意工夫を生かした**オーダーメイド**の仕組み
- ③ 被災地方公共団体や事業者の**負担軽減**が必要 ⇒ **医療、産業、住宅分野等での規制等の特例**や**産業再生を支援する税・財政・金融上の特例**をワンストップで適用



- ・復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）
- ・復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第300号）

2. 区域の重点化（令和3年度以降）

227市町村の区域 → **86市町村の区域**

- ① 復興推進計画又は復興整備計画を作成できる区域については、これまでの復興状況や事業の見込み等を踏まえ、復興の課題が引き続き集中している地域に重点化。
 - ② 復興特区税制の対象区域については、内陸部に比べ復興が遅れている沿岸部の産業復興へと支援を重点化。
- ※ 復興交付金については、復興交付金事業の確実な終了に向け必要な措置を講じた上で廃止。

3. 実績

復興推進計画

【これまでの実績】

① 規制・手続の特例

- 建築基準法における用途制限に係る特例、工場立地の際の緑地面積率等の特例、医療従事者の配置基準の特例 等

② 税制特例（R3.9.30現在）

- R3.3までの指定件数：6,599件
- R3.3までの投資実績：4兆5,126億円

③ 利子補給（R4.3.31現在）

- 延べ225件の事業者を対象とした利子補給を実施

復興整備計画

【これまでの実績】（R4.3.31現在）

- 防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業、道路事業などで活用
- 39市町村、1,033地区において活用
- 市街化調整区域における開発許可、農地転用等について特例的に許可
- 複数の申請手続をワンストップ（復興整備協議会）で処理
- 土地利用基本計画や都市計画等の決定・変更手続についても、ワンストップで処理